

商船三井客船株式会社

機関長（当時） あて

国土交通省海事局

安全政策課長 石原 典雄

客船「にっぽん丸」の海難事故にかかる不適切事案について（文書警告）

平成 30 年 12 月 30 日（日）、商船三井客船株式会社（以下「会社」という。）が運航する客船「にっぽん丸」が、グアム島アプラ港において、出港時、船体後部を栈橋に接触した。

本事故について国土交通省が調査したところ、にっぽん丸の機関長であった貴殿は、機関部の責任者の立場にありながら、会社が乗組員に対する飲酒管理を定めた規程に違反して、出港時の航海当直開始約 2 時間前まで船長（当時）と共に飲酒を行っていた。この結果、貴殿は酒気を帯びた状態（※）で航海当直に就いたものと認められる。

多数の人命を預かる大型旅客船の機関部の責任者として、乗組員を監督する立場にありながら、かかる行為を行ったことは、多数の乗客を危険にさらすとともに、船舶の安全運航に対する信頼を損ねるものであり、極めて遺憾である。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに警告する。

（※）貴殿の酒気帯び状態について

貴殿の供述によれば、貴殿は、同時刻においてビール 1 缶（350ml。アルコール度数 5%）の約半分及びハイボール 1 缶（350ml。アルコール度数 9%）を飲酒した。

飲酒量と飲酒時刻等から呼気中のアルコール濃度等を算出するウイドマーク計算法により、航海当直を開始した時点の呼気 1 リットル中のアルコール濃度を算出したところ、貴殿は少なくとも 0.04mg/l 以上であり酒気帯び状態と認められる。

以上